

質問者 木村公也

質問事項	質問の要旨
1 町道等の一斉点検の実施を	<p>東日本大震災後に整備された道路については、盛土や切土をした造成地に整備されました。整備されてから10数年が経過し、道路の陥没や路面のひび割れ、側溝の蓋などの破損が多くあり、通行車両や歩行している高齢者が気を付けなければならぬ状況が見受けられます。</p> <p>また、旭が丘地区、浦宿地区、内山地区や宮ヶ崎地区の一部は、新たな水道管の布設など道路を掘削した地区があり、どうしても道路面に段差が生じてしまいます。</p> <p>これらの道路も整備されてから数十年が経過していることから、町道全体の点検が必要であると考えますが、次の点について町の見解を伺います。</p> <p>(1) これまで建設課や上下水道課では、日常のパトロールを実施しているほか、道路等の維持管理を業者に委託していますが、道路維持管理委託業務内で具体的に修繕した場所はあるのか、また路面陥没の影響により下水道のマンホール及び上水道管の仕切弁や消火栓が道路面より隆起、または陥没するなどしたときはその修繕の担当課は建設課なのか上下水</p>

質問者 木村公也

質問事項	質問の要旨
	道課なのか、併せて伺います。
	(2) 復興事業による造成地に多くの住宅が建設されている本町の状況を鑑みて、町道全体の点検が必要であると考えていますか。
	(3) 町内にある宮城県で管理している漁港用道路や用地また港湾用道路や用地について、修繕等管理上問題がある箇所があった場合には、やはり地元自治体が県の担当部署に連絡をするなど
	情報の提供が重要であると考えますが、これまでどのような体制になっていましたか。
	(質問の相手：町長、担当課長)